

令和5年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和5年3月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第４号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
議案第２号	町道路線の認定について	5
議案第３号	町道路線の廃止について	8
議案第４号	令和４年度四万十町一般会計補正予算（第８号）	別冊
議案第５号	令和４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第６号	令和４年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第７号	令和４年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第８号	令和４年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第９号	令和４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１０号	令和４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１１号	令和４年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１２号	令和４年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１３号	令和４年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第１４号	令和４年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１５号	令和４年度四万十町水道事業会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１６号	四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について	10
議案第１７号	四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について	12
議案第１８号	四万十町情報公開条例について	14
議案第１９号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	33
議案第２０号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	39
議案第２１号	四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について	43
議案第２２号	四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について	44
議案第２３号	令和５年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第２４号	令和５年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第２５号	令和５年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 6 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 2 7 号	令和 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 2 8 号	令和 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 2 9 号	令和 5 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 0 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 3 1 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 5 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

■報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和4年2月10日に議決を経た町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和5年2月20日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和3年度 3災 第124号 町道大道日吉線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 大道 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕141,086,000円(12,826,000円) 〔変更後〕136,917,000円(12,447,000円) 〔増減額〕△4,169,000円(379,000円) ()内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町十川136番地 有限会社松元建設 代表取締役 松元 秀人

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
1. 現場吹付法 枠	地山の掘削完了後、法面の形状や現況との取合せを考慮した結果により、現場吹付法枠の面積が減となる。(△3,732千円)
2. 落石防止網	法面の線形を変更し、施工延長が減少したことに伴い、落石防止網の面積が減となる。(△437千円)

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

町道大道日吉線 道路災害復旧工事

■ 工事の概要

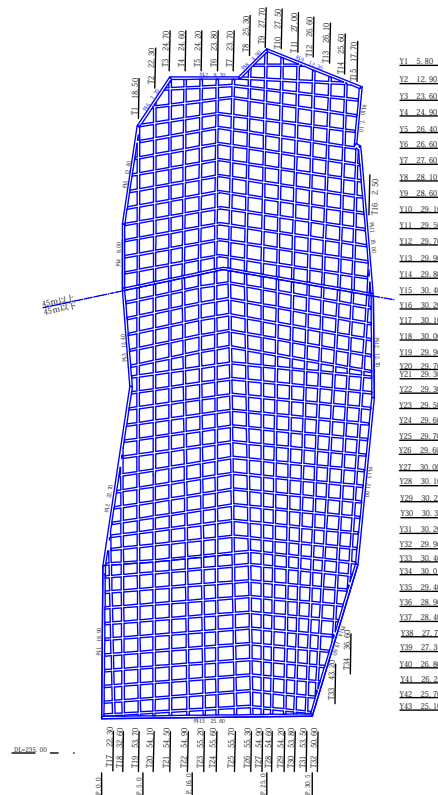
-
- | | |
|--------------------|---|
| 1 工 事 名 | 令和3年度 3災 第124号
町道大道日吉線 道路災害復旧工事 |
| 2 工 事 場 所 | 四万十町 大道 地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約の相手方 | 四万十町十川136番地
有限会社 松元建設
代表取締役 松元 秀人 |
| 5 契 約 工 期 | 令和4年2月11日～令和5年3月31日 |
| 6 当初契約金額 | ¥116,270,000円 |
| 7 第1回変更
契 約 金 額 | ¥141,086,000円
(令和4年12月7日議決) |
| 8 第2回変更
契 約 金 額 | ¥136,917,000円
(4,169,000円 減) |

■ 主たる工法の変更内容

工 種	変 更 前	変 更 後	増 減
現場吹付法枠	2318m ²	2213m ²	- 105m ²
落石防止網	660m ²	640m ²	- 20m ²

町道大道日吉線 道路災害復旧工事

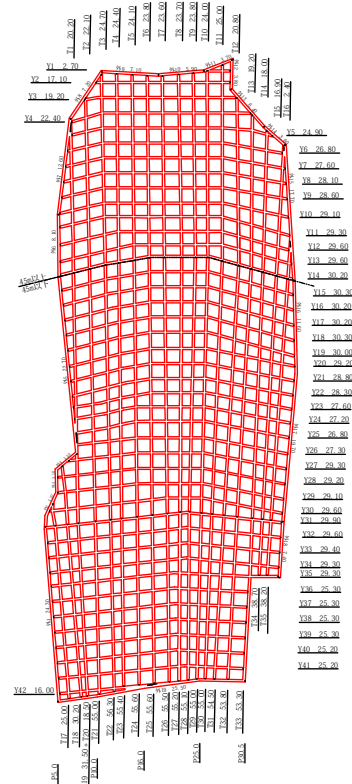
■ 復旧計画図面（変更前）



事業量

現場吹付法砕工 $A = 2318\text{m}^2$ 落石防止網工 $A = 660\text{m}^2$ 仮設防護柵工 $L = 33\text{m}$

■ 復旧計画図面（変更後）



事業量

現場吹付法砕工 $A = 2213\text{m}^2$ 落石防止網工 $A = 640\text{m}^2$ 仮設防護柵工 $L = 33\text{m}$

■議案第2号 町道路線の認定について

【要旨】

町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

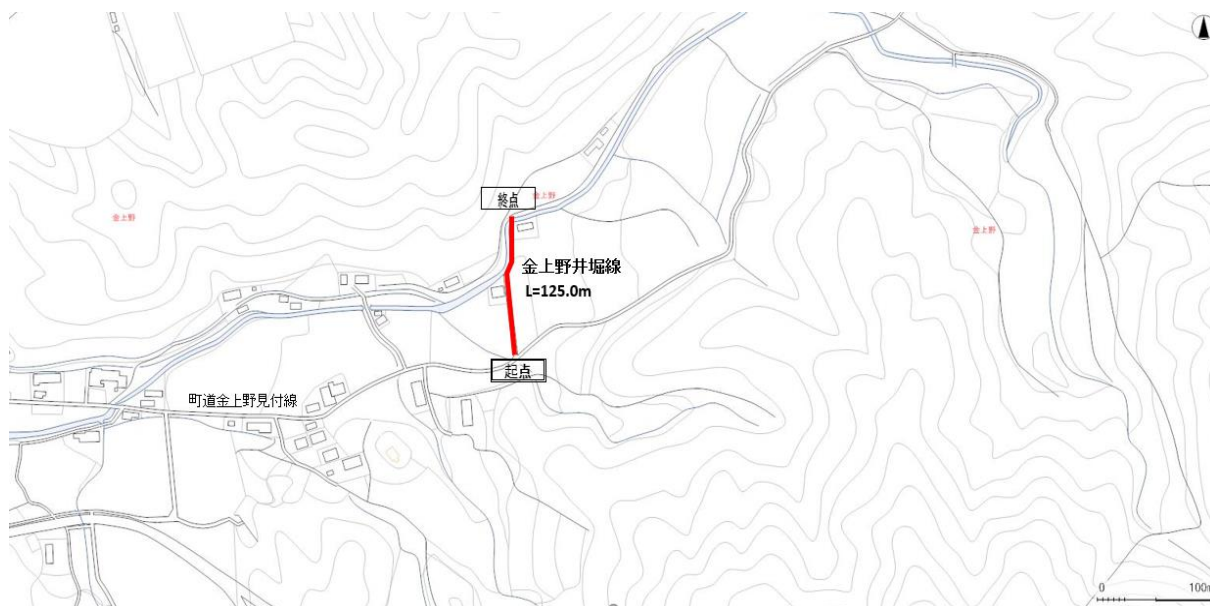
〔金上野井堀線〕

町道金上野見付線から分岐した路線で、住家が3戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。

（認定基準第8号該当）

路線概要

整理番号	714	延長
路線名	金上野井堀線	
起点地番	金上野字井堀 769 番 1	125.0m
終点地番	金上野字井堀 779 番 2	



[北ノ川新ヤシキ線]

町道北ノ川相去線から分岐し、北ノ川保育所へ至る路線で、住家4戸及び北ノ川保育所が存在し、地域の生活道及び公共施設への連絡路として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。

(認定基準第1号及び第8号該当)

路線概要

整理番号	20224	延長
路線名	北ノ川新ヤシキ線	
起点地番	大正北ノ川字新ヤシキ 231 番 1	84.0m
終点地番	大正北ノ川字新ヤシキ 225 番 4	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）抜粋

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第3号 町道路線の廃止について

【要旨】

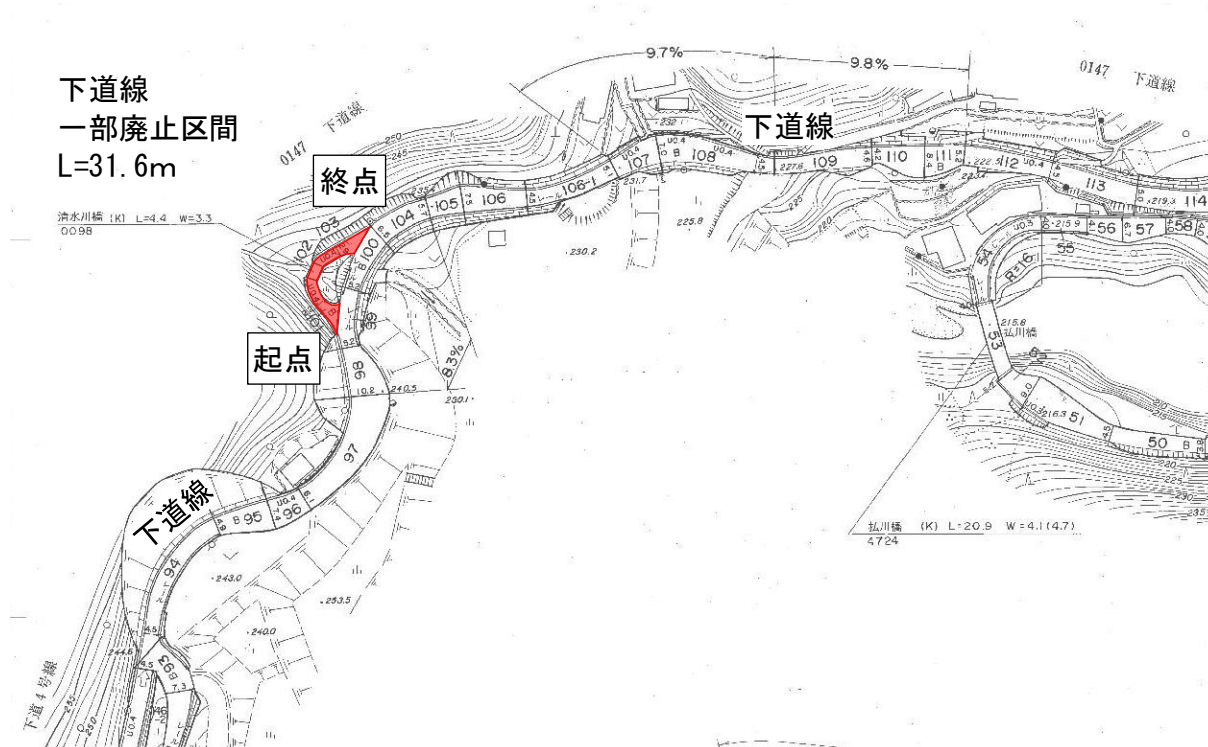
町道路線の一部を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

〔下道線〕

下道地区の集落を接続する重要な生活道路として供用されておりますが、当該区間については、道路改良事業により隣接して道路が新設された区間であるため、従前からの道路が旧道として残っている状況です。この旧道部分については、幅員が狭い上、住家が存在しないため使用されておらず、一般交通の用に供する必要がなくなったと認め、当該区間を廃止して維持管理の軽減を図るものです。

路線概要

整理番号	20147	延長
路線名	下道線	
起点地番	下道字平野地 466 番 9 地先	31.6m
終点地番	下道字ホコ岩 77 番 2 地先	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

■議案第16号 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について

【要旨】

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」といいます。）が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法律に基づく全国的な共通ルールが適用されることになりました。

このことにより、法律により条例で規定することを委任された事項及び条例で定めることができるとされた事項（以下「条例委任事項等」といいます。）を定めるため条例を制定するものです。なお、現行の四万十町個人情報保護条例（平成18年四万十町条例第11号）は、廃止します。

【法律により条例で規定することを委任された事項】

- ①開示請求における手数料（法第89条第2項）
- ②行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。）の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項） ※都道府県と政令指定都市に対する義務規定

【条例で定めることが認められた事項】

- ①条例要配慮個人情報の内容（第60条第5項）
条例要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。
- ②個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ③開示請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ④開示等請求の手続（法第107条第2項及び第108条）
- ⑤個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例で規定する内容】

条例委任事項等について、現行条例との整合を図った上で、必要となる次の事項を定めます。

1. 用語の定義

町の機関を、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定義します。

2. 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料は、無料とします。なお、写しの交付に係るコピー代及び送料は、実費負担とします。

3. 開示等請求の手続き

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続きに係るそれぞれの請求書に記載する事項（住所、氏名等）について、法律に定めのある事項のほか、必要な事項を定めます。

【施行期日】

令和5年4月1日

【根拠法令】

個人情報保護に関する法律（令和5年4月1日施行） 抜粋

（手数料）

第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3～9 （略）

■議案第17号 四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について

【要旨】

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」といいます。）が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法律に基づく全国的な共通ルールが適用されることになりました。

この法律では、開示請求等に係る審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことと定められていますので、本町における審査請求の諮問機関として、四万十町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）を設置すること及び組織並びに調査審議の手続等について、条例で定めるものです。

【条例の主な内容】

1. 審査会の所掌事項は、次のとおりとします。
 - （1） 四万十町情報公開条例第18条第1項
 - （2） 法律第105条第3項において準用する同条第1項
 - （3） 四万十町議会の個人情報の保護に関する条例第45条
2. 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員の任期は2年とします。

【施行期日】

令和5年4月1日

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（審査会への諮問）

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- （3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- （4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2～3 （略）

■議案第18号 四万十町情報公開条例について

【要旨】

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」といいます。）が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法律に基づく全国的な共通ルールが適用されることになりました。

これまで、四万十町情報公開条例については、四万十町個人情報保護条例と不開示情報について整合を図り運用してきましたが、四万十町個人情報保護条例の廃止に伴い法律との整合を図る必要があること、また、四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により審査会の規定が不要になったこと等に伴い、四万十町情報公開条例の全部を改正するものです。

【改正の主な内容】

1. 不開示情報の整合を図ります。
2. 審査会に関する規定を廃止します。
3. その他条例全体の体裁を整えます。

【施行期日】

令和5年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠条例】

四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号） 抜粋

（情報公開）

第5条 議会及び町長等は、町民の知る権利を保障し、町政における公正の確保と透明性の向上を推進するために、保有する情報を公開し、提供しなければなりません。

2 前項の手續に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

3 議会及び町長等は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

四万十町情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
四万十町情報公開条例 目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 公文書の開示等（第5条—<u>第19条</u>） 第3章 <u>情報公開の総合的な推進（第20条—第22条）</u> 第4章 雑則（<u>第23条—第26条</u>） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、町民の知る権利を保障するために、<u>公文書の開示を求める町民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務の全うと、町民と町が情報を共有することによる町政への町民参画の促進を図り、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で透明な町政の発展に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的	四万十町情報公開条例 目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 公文書の公開（第5条—<u>第15条</u>） 第3章 <u>救済の手続（第16条—第28条）</u> 第4章 雑則（<u>第29条—第33条</u>） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、町民の知る権利を保障し、<u>公文書の公開について必要な事項を定めることにより、町民参加による公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。 （1）実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとし

改正後	改正前
に用いるものとして、<u>当該実施機関が保有しているもの</u>をいう。 <u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア <u>新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u> イ <u>図書館その他これに類する町の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がさ</u> <u>れているもの</u> (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、町民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、<u>個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。</u> (利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の<u>開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して適正な請求に努めるとともに、開示された情報を適正に使用しなければならない。</u> 第2章 公文書の<u>開示等</u> <u>(開示請求権)</u> 第5条 何人も、<u>この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</u> <u>(公文書の開示義務)</u> 第6条 実施機関は、<u>公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報</u>	で<u>管理</u>しているものをいう。 (3) <u>公文書の公開 実施機関がこの条例の規定により、公文書を閲覧及び視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。</u> (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、町民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、<u>個人の尊厳を守るため</u>個人に関する情報が<u>最大限に保護されるように努めなければならない。</u> (利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の<u>公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用する</u>とともに、<u>第三者の権利を侵害することのないように</u>しなければならない。 第2章 公文書の<u>公開</u> <u>(請求権者)</u> 第5条 何人も、実施機関に対し公文書の<u>公開</u>を請求することができる。 <u>(公開しないことができる情報)</u> 第6条 実施機関は、<u>公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公</u>

改正後	改正前
(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。))に対し、当該公文書を開示しなければならぬ。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより<u>公に</u>することができないとされている情報 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。<u>ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア 法令等の規定により<u>又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u> イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u> ウ 当該個人が<u>公務員等</u>(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する<u>国家公務員</u>(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の	<u>開をしないことができる。</u> (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、<u>明らかに公開</u>することができないとされている情報 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの</u>。<u>ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア 法令等の規定により、<u>何人でも閲覧することができる情報</u> イ <u>公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u> ウ <u>法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの</u> エ 当該個人が<u>公務員</u>(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する<u>国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条</u>に規定する<u>地方公務員</u>をいう。)<u>である場</u>

改正後	改正前
<u>職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）別表第一に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u> (3) 法人その他の団体（国、<u>独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。</u>）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ <u>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u>	合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該<u>公務員</u>の職及び当該職務遂行の内容に関する情報 (3) 法人その他の団体（国<u>及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。</u>）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア <u>人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u> イ <u>人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u> 立 ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが公益上必要であると認められる情報

改正後	改正前
(4) <u>公にすることにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</u> (5) <u>町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u> (6) <u>町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> ア <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u> イ <u>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> ウ <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u> エ <u>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u>	(4) <u>公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</u> (5) <u>町と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの</u> (6) <u>町の機関内部又は町と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの</u>

改正後	改正前
(部分<u>開示</u>) 第7条 実施機関は、<u>開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる</u>ときは、<u>開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない</u>。ただし、<u>当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない</u>。 2 <u>開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができるとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u>	(7) <u>町又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの</u> (8) <u>公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関内に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報のうち、公開しないという条件に合理的な理由があると認められるもの</u> (部分<u>公開</u>) 第7条 実施機関は、<u>公開の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公文書の公開を求める趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて公文書の公開をするものとする</u>。 (自己情報の開示) 第8条 実施機関は、<u>第6条第2号の規定にかかわらず、同号本文に</u>

改正後	改正前
<u>(公益上の理由による裁量的開示)</u> <u>第8条</u> 実施機関は、<u>開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</u> (公文書の存否に関する情報) <u>第9条</u> <u>開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</u> <u>(開示請求の手続)</u> <u>第10条</u> <u>開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</u> (1) <u>開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）</u> (2) <u>当該請求に係る公文書特定するために必要な事項</u>	<u>該当する情報が記録されている公文書について、本人から開示の請求があった場合は、当該公文書を開示しなければならない。ただし、当該部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当する部分を開示しないことができる。</u> <u>(1) 第6条第3号から第8号までに掲げる情報</u> <u>(2) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの</u> <u>2 前項の規定により開示を請求しようとする者は、本人であることを明らかにしなければならない。</u> <u>(不存在公文書の取扱い)</u> <u>第9条</u> <u>実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しないときは、当該公文書が存在であることを請求者に書面により通知しなければならない。</u> (公文書の存否の有無に関する情報) <u>第10条</u> <u>実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公開請求を拒否することができる。</u> <u>(公文書の公開の請求方法)</u> <u>第11条</u> <u>公文書の公開を請求しようとする者は、当該請求に係る公文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。</u> (1) <u>請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）</u> (2) <u>当該請求に係る公文書特定するために必要な事項</u>

改正後	改正前
(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 <u>実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u> <u>(開示請求に対する措置)</u> <u>第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、当該請求に係る公文書の全部を開示請求のあった日に開示することができる場合は、口頭により通知することができる。</u> 2 <u>実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</u> 3 <u>実施機関は、第1項又は前項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、第1項又は前項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該期日を前項の書面に付記しなければならない。</u>	(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 <u>(公文書の公開の決定等)</u> <u>第12条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する公文書の公開をするかどうかの決定を行わなければならない。</u> 2 <u>実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず決定を行う期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。</u> 3 <u>実施機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を請求者に書面をもって通知しなければならない。</u> 4 <u>実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定による公文書の公開の決定を含む。）を行ったときは、その理由を前項の書面に記載して通知しなければならない。こ</u>

改正後	改正前
<u>(開示決定等の期限)</u> <u>第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第10条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u> <u>(開示決定等の期限の特例)</u> <u>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち</u> <u>の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書に</u> <u>ついては相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合にお</u> <u>いて、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に</u> <u>対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u> <u>(1) 本条を適用する旨及びその理由</u> <u>(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限</u> <u>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</u>	<u>の場合において、当該公文書に記録されている情報が期間の経過により公開できることが明らかであり、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を付記しなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>第14条</u> 開示請求に係る公文書に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、<u>実施機関は、開示決定等をすに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他の実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</u> <u>2</u> 実施機関は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他の実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</u>ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 <u>(1)</u> 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 <u>(2)</u> 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により開示しようとするとき。 <u>3</u> 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、<u>開示決定</u>をするときは、<u>開示決定の日と開示</u>を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、<u>開示決定</u>をした旨及びその理由並びに<u>開示</u>を実施する日を書面により通	<u>5</u> 実施機関は、<u>第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他の実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。</u> <u>6</u> 実施機関は、<u>第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他の実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</u>ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 <u>7</u> 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、<u>公開決定</u>をするときは、<u>公開決定の日と公開</u>を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、<u>公開決定</u>をした旨及びその理由並びに<u>公開</u>を実施する日を書面により通知

改正後	改正前
知しなければならない。 (開示の実施) <u>第15条</u> 実施機関は、<u>第11条第1項の規定により公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公文書を開示しなければならない。</u> 2 公文書の開示は、<u>文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</u> (費用負担) <u>第16条</u> 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。 2 この<u>条例の定めるところにより公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u> 3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前項の費用を減額し、又は免除する	知なければならない。 (公開の実施) <u>第13条</u> 実施機関は、<u>公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し公開しなければならない。</u> 2 公文書の公開は、<u>公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。</u> 3 前項の規定にかかわらず、<u>公文書の汚損、破損のおそれがあるときは、当該文書を複写した物を閲覧に供し、若しくはその写しを交付し、その他当該実施機関が定める方法によることができる。</u> (出資法人等の情報公開) <u>第14条</u> 町が出資している法人及び団体は、<u>その管理する情報を町民等に公開するよう努めるものとする。</u> (費用負担) <u>第15条</u> 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。 2 公文書の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、<u>請求者が負担しなければならない。</u> 3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前項の費用を減額又は免除すること

改正後	改正前
ことができる。 (審査請求) <u>第17条</u> 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）<u>第9条第1項本文</u>の規定は、適用しない。 (審査会への諮問等) <u>第18条</u> <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について</u>審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>別に定める四万十町情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について<u>反対意見書</u>が提出されている場合を除く。） 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 <u>3</u> <u>第1項</u>に規定する諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。） (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合	ができる。 <u>第3章 救済の手続</u> (審査請求) <u>第16条</u> 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）<u>第9条第1項</u>の規定は、適用しない。 (審査会への諮問等) <u>第17条</u> <u>前条に規定する</u>審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>審査請求のあった日から起算して15日以内に四万十町情報公開審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について、<u>反対意見書</u>が提出されている場合を除く。） 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 <u>(諮問をした旨等の通知)</u> <u>第18条</u> <u>前条第1項</u>に規定する諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。） (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合

改正後	改正前
を除く。) (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について<u>反対意見書</u>を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） <u>4 第1項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u> い。 (第三者からの審査請求を棄却する<u>場合等</u>における手続) <u>第19条 第14条第3項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	を除く。) (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について<u>反対意見</u>を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） <u>2 実施機関は、審査会から答申があった場合は、当該審査請求について答申があった日から起算して7日以内に裁決し、審査請求人及び参加人にその旨を通知しなければならない。</u> (第三者からの審査請求を棄却する<u>場合</u>における手続) <u>第19条 第12条第7項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） <u>(審査会)</u> <u>第20条 第17条に規定する実施機関の諮問に応じて調査審議するた</u> <u>め、審査会を置く。</u> <u>2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、迅速な調査審議及び答申に努めなければならない。</u> <u>3 審査会は、第1項に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を申し出ることができ</u> <u>る。</u> <u>4 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。</u>

改正後	改正前
	<u>5 委員は、公文書の公開に関し公正な判断をなし得る識見を有する者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>6 委員の任期は、4年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>8 第17条第1項の規定による諮問に応じて、審査会が調査審議する会議は、非公開とする。</u> <u>(審査会の調査権限)</u> <u>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。</u> <u>2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u> <u>3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u> <u>4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、前条第1項及び第3項に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u>

改正後	改正前
	<u>(意見の陳述等)</u> <u>第22条</u> 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 <u>2</u> 前項本文の場合においては、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 <u>(意見書等の提出)</u> <u>第23条</u> 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 <u>い。</u> <u>(委員による調査手続)</u> <u>第24条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u> <u>(提出資料の写しの送付等)</u> <u>第25条</u> 審査会は、<u>第21条第3項若しくは第4項又は第23条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を</u>

改正後	改正前
<u>第3章 情報公開の総合的な推進</u>	害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 <u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u> <u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u> <u>（調査審議手続の非公開）</u> <u>第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>（答申書の送付）</u> <u>第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> <u>（規則への委任）</u> <u>第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第4章 雑則</u> <u>（他の制度との調整）</u>

改正後	改正前
<u>(情報公開の総合的な推進)</u> <u>第20条</u> 実施機関は、公文書の開示を行うとともに、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 <u>(会議の公開)</u> <u>第21条</u> 実施機関の附属機関その他町民、有識者等の意見を聴取し町政に反映することを目的として設置される審議会、協議会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) <u>他の法令等の規定により公開しないこととされている場合</u> (2) <u>不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合</u> (3) <u>会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合</u> <u>(出資法人等の情報公開)</u> <u>第22条</u> 町が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 <u>2 実施機関は、出資法人等に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</u> <u>第4章 雑則</u>	<u>第29条</u> この条例は、他の法令等により閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については適用しない。 <u>(総合的情報提供施策の充実)</u> <u>第30条</u> 実施機関は、その管理する公文書の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の管理する情報が適時に、かつ、適切な方法で町民に明らかにされるよう、町民に対する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

改正後	改正前
<u>(文書目録の整備)</u> <u>第23条</u> 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、<u>閲覧</u>に供するものとする。 (実施状況の公表) <u>第24条</u> 町長は、毎年度1回、<u>この</u>条例の規定に基づく公文書の<u>開示</u>の実施状況を取りまとめ、<u>その概要を公表するものとする。</u> <u>(他の制度との調整)</u> <u>第25条</u> この条例は、他の法令等の規定により公文書の<u>閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。</u> (委任) <u>第26条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>(文書検索目録等の作成等)</u> <u>第31条</u> 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、<u>一般の利用</u>に供するものとする。 (実施状況の公表) <u>第32条</u> 町長は、毎年度1回この条例の規定に基づく公文書の<u>公開</u>の実施状況<u>について公表するものとする。</u> (委任) 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

■議案第19号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

現行の健康保険制度においては、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として42万円（産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合は40万8千円）が支給されています。

昨年12月に開催された国の社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受けて、健康保険法等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、令和5年4月1日から施行されます。

本条例は、この制度改正に対応するため、所要の規定を整備するものです。

【産科医療補償制度】

産科医療補償制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、平成21年に創設されました。

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的としています。本制度の運営は、公益財団法人日本医療機能評価機構が行っています。

【改正内容】

1. 出産育児一時金の支給額を40万8千円から48万8千円に引き上げます。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、次のとおりとなります。

現 行	40万8千円 + 加算額1万2千円	総額42万円
改 正 後	48万8千円 + 加算額1万2千円	総額50万円

2. 国が示す条例参考例を踏まえ、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和5年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）抜粋

（出産育児一時金の金額）

第36条 法第101条の政令で定める金額は、48万8千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、48万8千円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

- （1） 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺ひにかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- （2） 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第 1 章 四万十町が行う国民健康保険の事務 (四万十町が行う国民健康保険の事務) 第 1 条 四万十町（以下「町」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 四万十町国民健康保険運営協議会 (協議会の名称及び委員の定数) 第 2 条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を四万十町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）と定める。 2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 3 人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人 (3) 公益を代表する委員 3 人 <u>(規則への委任)</u> 第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。 第 3 章 保険給付 (出産育児一時金) 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	第 1 章 四万十町が行う国民健康保険の事務 (四万十町が行う国民健康保険の事務) 第 1 条 四万十町（以下「町」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 四万十町国民健康保険運営協議会 (協議会の名称及び委員の定数) 第 2 条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を四万十町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）と定める。 2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 3 人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人 (3) 公益を代表する委員 3 人 <u>(委任)</u> 第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。 第 3 章 保険給付 (出産育児一時金) 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

改正後	改正前
2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項</u>において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、<u>行わない。</u> （葬祭費） 第5条 被保険者が死亡した<u>とき</u>は、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、<u>行わない。</u> （一部負担金） 第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、<u>当該給付</u>に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2	2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>第5条第2項</u>において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、<u>行わない。</u> （葬祭費） 第5条 被保険者が死亡した<u>時</u>は、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、<u>行わない。</u> （一部負担金） 第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、<u>当該給付</u>に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

改正後	改正前
(4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合</u> 10分の3 第4章 保健事業 (保健事業) 第7条 町は、<u>法</u>第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の<u>健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</u> (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 2 町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 (1) 療養のために必要な用具の貸付け (2) 診療所の設置 (3) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業 第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。 第9条 被保険者でない者に第7条第1項及び第2項の保健事業を利	(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、<u>当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合</u><u>に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき</u> 10分の3 第4章 保健事業 (保健事業) 第7条 町は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の<u>健康保持増進のために次に掲げる事業を行う。</u> (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) その他被保険者の健康の保持増進又は<u>保険給付</u>のために必要な事業 2 町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 (1) 療養のために必要な用具の貸付け (2) 診療所の設置 (3) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業 第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。 第9条 被保険者でない者に第7条第1項及び第2項の保健事業を利

改正後	改正前
用させる場合における利用料については、別に定める。 第5章 国民健康保険税 (国民健康保険税の賦課) 第10条 町は、<u>被保険者の属する世帯主（以下「世帯主」という。）</u>に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。 第6章 雑則 (実施規定) 第11条 この<u>条例</u>の実施のための手続その他必要な事項は、規則で定める。 第7章 罰則 (罰則) 第12条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第13条 町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第14条 町は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 第15条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。	用させる場合における利用料については、別に定める。 第5章 国民健康保険税 第10条 町は、<u>世帯主</u>に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。 第6章 雑則 (実施規定) 第11条 この<u>条例</u>実施のための手続その他必要な事項は、規則で定める。 第7章 罰則 第12条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第13条 町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第14条 町は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 第15条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

■議案第20号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【改正の趣旨】

国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げ、歳入の確保に努めるとともに、国民健康保険税の軽減対象世帯のうち、5割及び2割軽減措置の拡充を図るものです。

【主な条例改正の内容】 令和5年度分の国民健康保険税から適用

（1）課税限度額(上限額)の引上げ

国民健康保険税の限度額を次の表のとおり引き上げます。

	令和4年度	令和5年度(改正後)
基礎課税分（医療分）	650,000 円	650,000 円
後期高齢者支援金分	<u>200,000 円</u>	<u>220,000 円</u>
介護保険分	170,000 円	170,000 円

（2）5割・2割軽減対象世帯の基準額の改定

5割・2割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げます。

区分	乗すべき金額	
	令和4年度	令和5年度（改正後）
5割軽減	<u>285,000 円</u>	<u>290,000 円</u>
2割軽減	<u>520,000 円</u>	<u>535,000 円</u>

〔判定基準額〕

$$5割軽減 = 330,000 円 + (\underline{290,000 円} \times \text{被保険者数})$$

$$2割軽減 = 330,000 円 + (\underline{535,000 円} \times \text{被保険者数})$$

【改正による被保険者への影響】

(1) 1人世帯で課税限度額となる所得(40～64歳の場合)の税額

課税限度額の引き上げにより、令和5年度においては1人世帯で所得約820万円以上の世帯が課税限度額104万円の対象となります。

(2) 軽減対象となる所得

低所得層の世帯(下記の表による軽減対象所得を超えない世帯)については、軽減措置の拡充により国民健康保険税の負担減となる世帯が増加します。

※5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和4年度	令和5年度(改正後)
1人	615,000円	620,000円
2人	900,000円	910,000円
3人	1,185,000円	1,200,000円
4人	1,470,000円	1,490,000円
5人	1,755,000円	1,780,000円

※2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和4年度	令和5年度(改正後)
1人	850,000円	865,000円
2人	1,370,000円	1,400,000円
3人	1,890,000円	1,935,000円
4人	2,410,000円	2,470,000円
5人	2,930,000円	3,005,000円

【施行期日】

令和5年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額)	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)

改正後	改正前
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略） 2（略） <u>(町税条例への委任)</u> 第26条（略）	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略） 2（略） 第26条（略）

■議案第21号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

改良住宅改築工事に伴い住宅の建設年度等が変更となったため、本条例の改正を行うものです。

【改正内容】

奥内第1、奥内第2、奥内第3団地及び八木第1団地の建設年度、構造及び一戸当の床面積を改正します。

【新旧対照表】

改正後					改正前				
(名称及び位置)					(名称及び位置)				
第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。					第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	建設年度	構造	床面積／ 一戸当	設置場所	名称	建設年度	構造	床面積／ 一戸当	設置場所
奥内第1団地	令和元年	木造	66.55㎡	四万十町大井川957番地4	奥内第1団地	昭和47年	簡易耐火 二階建	43.316㎡ 58.316㎡	四万十町大井川957番地4
奥内第2団地	令和2年	木造	55.45㎡ 69.55㎡	四万十町大井川1399番地1	奥内第2団地	昭和48年	簡易耐火 二階建	43.316㎡ 58.316㎡	四万十町大井川1399番地1
奥内第3団地	令和3年	木造	69.56㎡	四万十町大井川1422番地1	奥内第3団地	昭和49年	簡易耐火 二階建	57.416㎡ 72.416㎡	四万十町大井川1422番地1
八木第1団地	令和4年	木造	55.45㎡ 69.55㎡	四万十町大井川1841番地3	八木第1団地	昭和50年	簡易耐火 二階建	66.3㎡ 81.3㎡	四万十町大井川1841番地3
八木第2団地	昭和51年	簡易耐火 二階建	66.3㎡ 81.3㎡	四万十町大井川1782番地1	八木第2団地	昭和51年	簡易耐火 二階建	66.3㎡ 81.3㎡	四万十町大井川1782番地1

■議案第22号 四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本条例に基づく町産材利用促進助成事業は、平成 22 年度から住宅政策としてこれまで推進してきましたが、住宅に加え店舗及び事務所の建築にも補助対象範囲を拡大し、川上から川下までの森林木材産業及び地域の関連産業全体への波及効果を図る政策として更なる町産材利用を促進するため、条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

1. 従来の住宅に加え店舗及び事務所について規定します。〔第 2 条第1号〕
2. 条例第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号で規定されていた助成措置を、規則に委任します。
3. 字句の修正を行います。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例【新旧対照表】

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、四万十町産材を積極的に利用して、四万十町内に住宅等を建築する者に<u>補助金を交付する</u>ことにより、四万十町産材の利用拡大を促進し、もって林業の持続的な発展と雇用の促進を図ると共に地域全体の活性化を推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。 (1) 住宅等 町産材を用いて建築した住宅、店舗又は事務所をいう。 (2) 町産材 森林組合、製材業者、木材販売業者等により四万十町内で産出された材であることが証明された木材をいう。 (3) 建築 住宅等を新築又は増築することをいう。 (補助対象者) 第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、四万十町内に住所又は営業所のある建築業を営む者に住宅等の建築を依頼し、次の各号に掲げる要件を全て満たした者とする。 (1) 当該申請者（個人にあつては、世帯全員）が、町に対して支払義務を有する町税等について滞納がないこと。 (2) 住宅等建築後、引き続きその用途に供すること。 (補助金の交付) 第4条 町は、規則で定める基準により、町産材の使用量に応じて金額を算出し、補助対象者に補助金を交付する。	(目的) 第1条 この条例は、四万十町産材を積極的に利用して、四万十町内に住宅を建築する者に<u>助成措置を講じる</u>ことにより、四万十町産材の利用拡大を促進し、もって林業の持続的な発展と雇用の促進を図ると共に地域全体の活性化を推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 住宅 町産材を用いて建築し、日常生活に最低限必要な居住空間を備えた地方税法上の家屋をいう。 (2) 町産材 森林組合、製材業者、木材販売業者等により四万十町内で産出された材であることが証明される木材をいう。 (3) 建築 住宅を新築又は増築することをいう。 (助成対象者) 第3条 助成措置を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、四万十町内に住所又は営業所のある建築業を営む者に住宅の建築を依頼し、次の各号に掲げる要件をすべて満たした者とする。 (1) 助成を受けようとする者の属する世帯全員が、町に対して支払義務を有する町税等について滞納がないこと。 (2) 住宅建築後、当該住宅に引き続き居住すること。 (助成措置) 第4条 町は、次の各号に掲げる基準により、町産材の使用量に応じて金額を算出し、前条で定める助成対象者に補助金を交付する。 (1) 助成対象とする住宅は、1坪当たり0.6立方メートル以上の町産材を使用し、建築延べ面積70平方メートル以上の住宅とする。 (2) 助成対象とする町産材の平均単価は、原則として製材業等で確認される実取引額とするが、その最高額は1立方メートル当たり7万円を上限の額とする。 (3) 建築する住宅一戸当たりの補助金の総額は、建築延べ面積、町産材の使用量に

改正後	改正前
(補助金の交付申請) 第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、町長に補助金の交付申請をしなければならない。 (補助金の交付決定) 第6条 町長は、補助対象者より提出された申請を審査し、第4条に基づき補助金の額を算出し、補助金の交付決定を行うものとする。	より算出し、150万円を上限とする。 <u>(4) 住宅には、原則として合併処理浄化槽を設置しなければならない。ただし、公共下水道及び農業集落排水の指定を受けている区域に住宅を建築する場合は、各施設に加入すること。</u> (補助金の交付申請) 第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする助成対象者は、町長に補助金の交付申請をしなければならない。 (補助金の交付決定) 第6条 町長は、助成対象者より提出された申請を審査し、第4条に基づき補助金の額を算出し、補助金の交付決定を行うものとする。